

1 2 月 1 5 日 (第 1 日)

12月15日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
消防長	丸石正男	企業局長	木下隆
教育次長	小栗賢		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	市長所信表明
日程第5	選挙第2号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第6	同意第13号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7	諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8	諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9	諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第10 議案第90号 江田島市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第91号 江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案について
- 日程第12 議案第92号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第13 議案第93号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
- 日程第14 議案第94号 令和2年度江田島市一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第1 議案第100号 令和2年度江田島市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第95号 令和2年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第96号 令和2年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第97号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第98号 令和2年度江田島市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第99号 令和2年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）

## 開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今年も早くも12月の半ばに入りまして、皆様にとりまして何かと忙しく、気ぜわしい毎日が続いているとは思いますが、本日は、この議会に議員の皆様、また執行部の皆様、御苦労さまでございます。

また、傍聴者の皆様には、朝早くから傍聴に来られまして、ありがとうございます。

今年を振り返ってみますと、今年の最初からコロナウイルスにより、日本を世界を、本当に困ったものでございます。この感染症は、今でもなお拡大を続けている状況でございます。広島におきましてもかなり感染者が出、呉、広島市と、大変多く出ております。どうか皆様もこの感染症には気をつけていただきたいと、このように思います。

なお、本日の定例会に際して、報道関係者から、写真、映像の撮影及び録音の申し出がありましたので、江田島市議会傍聴規則第14条の規定により、これを許可いたしました。

ただいまから、令和2年第8回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

### 日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和2年第8回江田島市議会を開会するに当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝いたしております。

また、早朝より定例会の傍聴にお越しをいただいた皆様に、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、早いもので、師走も2週間を過ぎ、令和2年も残すところ2週間余りとなりました。新型コロナウイルス感染症は依然として世界各地で猛威を振るっておりまして、国内においては第3波のただ中にあり、北海道や大阪府など、医療体制が逼迫している地域も出始め、さらなる感染拡大防止策が打ち出されたところでございます。

広島県におきましても、県内全体に感染者数は拡大基調にあり、広島市の感染者の新規報告数が、既にステージ4に近い状態となっていることから、県及び県内各市町が連携をし、集中的な対策の強化に努めているところでございます。

本市におきましては、12月5日に3例目となる感染症患者の方の確認がございまし

た。幸い軽症であり、既に職場復帰されており、濃厚接触者の方も陰性との報告を受けております。引き続き、市民の皆様には生活リズムを整える、きちんと食事をとって体力をつけ、従来からのマスクの着用、手洗いの徹底、3密の回避などの感染対策の徹底をお願いいたします。

私自身も、改めて油断をしない、恐れないという考えをしっかりと皆様と共有し、感染拡大防止に努めますとともに、国の第3次補正予算を見据えて、社会経済活動との両立を図るための施策に力を尽くしてまいります。

去る11月1日に告示をされました江田島市長選挙におきまして、私は、無投票での再選をいただきました。平成28年12月市長就任以来、日々懸命に江田島市の課題解決に向け、4年間駆け抜けてまいりました。この間、市民の皆様を初め、議員の皆様方の御支援と御協力に対し、深く深く感謝を申し上げるものでございます。ありがとうございます。

新生江田島市も発足から17年目を迎えております。本市のまちづくりのビジョンを示します第2次総合計画では、目指すべき都市像を「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」として、この取り組みを進めているところでございます。私自身がこの中で大切に思っておりますことが、私と同じく、いえ、それ以上の熱い思いを持って、ふるさとに心を寄せてくださる市民の皆様や本市との縁を結び、絆を深めてくださる方々との出会いがございます。こういった皆様との出会いは、私に勇気と力を与えてくださいます。

本市の縁づくりの大切な取り組みの1つに、ふるさと納税の制度がございます。いずれの自治体も力を入れておりまして、ときに過剰と思える産品で寄附を募るものもあるようでございますけれども、私は純粋に本市に思いを寄せていただく、そのお心を宝としたいとの思いで、ふるさと納税制度を運営いたしております。

2期目就任を控えた折に、私に大きな感動を与えてくれる出会いがございました。平成20年の制度開始当初より、毎年本市に多額の寄附をしていただいている方がいらっしゃいます。以前から本市にどのような御縁をお持ちの方であろうか気になっていた方でございます。12月初旬、本市に寄せていただいたお心に対する感謝の言葉をぜひ直接お伝えしたいとの思いから、連絡を試みたところ、御本人とお話することができませんでした。「なぜ、毎年、本市にこのような思いを寄せていただいているのでしょうか」とお尋ねをいたしました。すると、深い御縁がございました。

父方、母方、それぞれのおじい様が、旧海軍兵学校にお世話になり、父親も海上自衛官として赴任され、同氏は幼稚園から小学校4年生までを江田島町の南官舎でお過ごしであったとのお答えでございました。

お話の端々に、本市に対するあふれる愛情を感じることができ、とりわけ「ふるさとと問われたら、江田島湾の穏やかで美しい海と段々畑の山、そして小学校時代の恩師の先生を思い出します」とのお言葉には、胸が熱くするものがございました。

10歳で父親の転勤により横須賀市へ転居され、今はこちらに身内の方は誰もいらっしゃらないにもかかわらず、ふるさと、そして恩師の先生を大事に思い、寄附をし続けてくださる。本当にありがたいことであり、と同時に、本市にふるさと納税という形で

思いを寄せてくださる多くの方々のお心を大切にしなければならないと強く思ったところでございます。

ふるさと江田島市との縁を、絆を結んでいただいております多くの皆様方の思い、この島で一日一日を慈しみ、暮らす市民の皆様方の思い、その思いをしっかりと受けとめたいと思います。私の心の糧となる「念ずれば 花ひらく」「あれを見よ 深山の桜 咲きにけり、真心尽くせ 人知らずとも」、この言葉や道歌の教えを心に刻み、これからも江田島市をいまちにするため、皆様とともに力を尽くしてまいります。

2期目就任の私の所信につきましては、これより後、お時間をいただき述べさせていただきます。市民の皆様方の生活に寄り添いながら、「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」を目指して、熱意と誠意と創意でもって尽力をしております。議員各位の一層の御支援と御協力をお願いを申し上げます。

さて、今議会では、本市の重点施策であります、「子育て環境の充実」のための認定こども園条例の一部を改正する条例案ほか、公共施設の再編整備や売却のための補正予算などをお願いしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、11月開会の臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、報告させていただきます。

市政報告書1ページ、1項目め、江田島バス株式会社の経営状況についてでございます。

令和2年12月1日付で江田島バス株式会社から、第33期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）の決算について報告がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により別冊のとおり提出をいたします。

今期の経営状況について、路線・貸し切りを合わせた収支は、収入が2億1,767万4,000円、支出が2億3,275万3,000円で、1,507万9,000円の損失となっております。

市民の皆様方の大切な公共交通機関として、引き続き、路線バスの効率化や経営改善に連携して取り組んでまいります。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年8月から令和2年10月までに係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元に配付したとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

朗読は、省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 熊倉正造議員、6番 平川博之議員を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月25日までの11日間としたいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

### 日程第4 市長所信表明

○議長（吉野伸康君） 日程第4、市長所信表明を行います。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。

市長就任に当たりまして、所信を述べさせていただきます。

重ねて申し上げます。

本日、令和2年第8回江田島市議会定例会を招集しましたところ、議員各位の御出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、感謝とお礼を申し上げます。

去る11月1日に告示されました市長選挙におきまして、無投票当選での再選をいただき、引き続き、江田島市長として、市政運営を担うこととなりました。

市民の皆様を初め、議員の皆様方の御支援と御協力に、改めて感謝を申し上げます。

今後も、人口は減少傾向のまま推移し、令和6年度には、市町村合併による有利な起債制度が終了することが見込まれております。

これからの4年間は、市の経営環境が厳しさを増す中であって、私たちの子や孫、その先の将来を担う世代のために、持続可能で、明るい未来を描くことが可能な江田島市を築くという、大変重要なかじ取りが必要となります。

このような時期に、市政を担うリーダーに求められる責務は非常に大きいものがあると痛感をしており、責任の重さと大きさに身が引き締まる思いでございます。

それとともに、愛する郷土のため、全力を投じて「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」づくりに邁進する決意を、新たにしているところでございます。

本定例会は、12月5日、市長再任後、初めての市議会でございますので、冒頭の貴重なお時間をいただきまして、今後の市政運営につきまして、私の所信の一端を申し上げたいと存じます。

さて、現在の状況を鑑みますに、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、収束

の気配が見えておりません。

市政における喫緊の課題は、こうした状況下における市民の皆様の「暮らしの安心の確保」と「経済の活力づくり」でございます。

まずは、何よりも、このことを最優先の課題として取り組んでまいります。

私の第1期の市政を振り返ってみますと、平成30年7月豪雨による災害、そして令和となって新型コロナウイルス感染症と、2つの非常事態に見舞われました。

これまでの4年間は、市民の皆様にご日常生活を取り戻していただくことに心を砕いた日々であったように思います。

しかしながら、私が市長に就任した平成28年12月に2万4,662人であった本市の人口は、令和2年12月には2万2,396人と、実に2,266人の減少となりました。

少し長いスパンで振り返りますと、戦後初めての国勢調査が行われた昭和22年、今から73年前の本市の人口は6万3,560人でした。ここをピークに人口は一貫して減り続けており、近年は、おおむね年間500人を超えて減少している状況にあります。

人口減少は、地域の将来の持続性を揺るがす根幹的な課題でございます。このため、豪雨災害や疫病の蔓延という非常事態への対応を図りつつ、人口減少の改善を図り、未来に向けた基盤を築くため、企業誘致やオーリーブ振興などの産業振興、通学定期補助や病児病後児保育の開始などの子育て支援、え・た・じ・マイレージポイントや健康診査の受診勧奨などの健康づくり、保育施設、消防庁舎、交流プラザなどの公共施設の再編整備、江田島市国際交流協会の設立などに取り組んでまいりました。

この結果、平成25年度から実施している市民満足度調査では、満足度ポイントの平均値が毎年上昇しております。

私が市長に就任した年である平成28年度は55.2ポイントでございました。本年度は56.3ポイントと1.1ポイントアップしております。

しかしながら、人口は減少傾向の改善に至ることはできず、また、財政の健全性を図る指標の1つである経常収支比率は、平成28年度の92.6%から、令和元年度は98.3%まで悪化いたしました。

私の第2期におきましては、第1期のよいところは継続・改善を図り、省みるべきところは省みながら市政運営を図ってまいります。

それでは、私の市政運営における、その決意と考え方を申し上げます。

私は、市政を運営する基本的な姿勢として、引き続き、「熱意・誠意・創意」を胸に物事に取り組んでまいります。

熱意のないところには何も生まれません。誠実という心がないと信頼は生まれません。創意を図らないときよりあすへと前進することができません。

「熱意・誠意・創意」は、人が何かをなし遂げるために欠かせないという考え方は、第1期から変わっておりません。この思いを持って、「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、「『ワクワクできる島』えたじま」についてでございます。

私は、「ワクワクできる島」を、「住む人が元気で、活発に活動し、それが訪れた方にも伝わり、ともに心が明るく楽しい気持ちになるようなまち」と、その姿を思い描いております。

こうしたイメージを共有しつつ、議員の皆様、市民の皆様も、地域づくりの主体として一緒になってワクワクできるまちづくりに、それこそ、ワクワクしながら取り組んでいきたい。このように強く強く念じているところでございます。

なお、本市における最大の課題は、やはり人口減少でございます。

日本全体が人口減少期を迎え、少子高齢化が進展する中でまちづくりを進めているところでございます。いま一度、地域づくりの本質に立ち返って、人口減少下にあっても全ての市民が夢を持ち、生きがいを感じることができるまちを目指すことが重要と考えます。

第1期の所信表明でも申し上げたとおり、人口減少は生まれてくる子供より亡くなる方の数が多いこと、市内へ転入される方より就職などを契機として市外へ転出される方が多いことにより生じるものでございます。

このため、引き続き、市内へ「しごと」を創り出すこと、若い世代の方が子育てしやすい環境をつくること、健康寿命を延ばすこと、この3つを、これからも江田島市の重要なテーマとして、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の主な取り組み項目でございます。

1つ目として、「災害に強いまちづくり」でございます。

平成30年7月豪雨の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対策に力を尽くしてまいります。

2つ目として、「新ホテルの関連事業」でございます。

長瀬海岸周辺に建設中の新ホテルの整備にあわせ、駐車場の整備、旧能美海上ロッジの解体など、周辺環境の充実を図ってまいります。

3つ目として、「市の魅力アップに向けた取組」でございます。

「えたじま ものがたり 博覧会」の実施など、観光戦略チーム「一步」が中心となった体験型観光コンテンツの開発に取り組んでまいります。

また、協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金などによる、市民が主体となって取り組むまちづくり活動の促進や、本市の広報大使であるSTU48の矢野帆夏さんの御協力を得た本市のPR活動にも取り組んでまいります。

4つ目として、「公共施設の再編整備」でございます。

地元のまちづくり協議会等と協議を進め、まちづくりの活動拠点としての施設整備を進めてまいります。

5つ目として、「遊休施設の処分・活用」でございます。

統廃合等により未利用となっている市有地や施設への企業誘致、処分・活用に努めてまいります。

なお、本件に関連いたしまして、東京都に本社のあるバレットグループ株式会社の開発部門が、本市の能美市民センターに進出することが決定いたしました。

大手IT企業の進出は、本市にとって初めてのことでございます。

バレットグループ株式会社の小方厚社長は、進出發表の際に、地元人材の採用や、自社の技術を活用した地域貢献にも積極的に取り組みたいと語っていただいております。

バレットグループ株式会社は、地域の未来をともに描いていく仲間として、暖かくお迎えするとともに、例えば、教育分野や産業振興分野などにおける連携や、企業誘致のPR活動への協力などについても、同社と協議・検討していきたいと考えております。

6つ目として、「地域振興施設の整備」でございます。

本市の農水産物や加工品などの販売促進や交流の場として、呉農業協同組合を初めとする、江田島市6次産業化・地産地消推進協議会のメンバーの皆様のご協力のもと、地域振興施設の整備を進めてまいります。

なお、取り組みを推進する際には、人員と財源という経営資源を投下する必要がございます。

市職員の削減や人口減少に伴う市税の減少などにより、経営資源の縮小が見込まれる中で、財政の健全化を図りつつ、まちづくりを推進するには、効果の高い取り組みに注力し、効果が小さい取り組みへの投資は圧縮・廃止をしていく必要がございます。

市政運営の持続性を確保するために、痛みを伴う改革について御理解を賜る必要も生じてくるやもしれません。

「『ワクワクする島』えたじま」の実現を推進するため、限りある経営資源を捻出し、適正配分を行う行財政改革、そして、将来のまちづくりに自覚と誇りを持って行政経営を行う職員の育成を図りつつ、私自身が強い決意を持ち、強力に、これらに取り組んでまいります。

私は、このふるさと江田島市を心から愛しております。

先人がつくり上げてきてくれた今の江田島市、我々を育ててくれた自然や伝統、文化など、豊かな個性を再発見し、市民の皆様に誇りを持っていただける江田島市を築き、ともに歩むことが市長の使命であると考えております。

我々が愛するこの江田島市の豊かさを、次の世代に託すことができるよう、全力を尽くしてまいります。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し述べさせていただきました。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、私の江田島市に対する思いをお酌み取りいただき、これまで同様に、市政運営に関しまして格段の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、第2期の江田島市長就任の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長所信表明を終わります。

## 日程第5 選挙第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、選挙第2号 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

選挙の方法は、選挙と議長の指名推選の方法がありますが、いかがいたしましょうか。

（「議長の指名推選」の声あり）

お諮りします。

ただいま議長による指名推選の声がありましたので、選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時31分)

(再開 10時32分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙管理委員には、加川英也君、御堂岡勝敏君、米田俊二君、峯本睦子君、以上の方を議長が指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、加川英也君、御堂岡勝敏君、米田俊二君、峯本睦子君、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、野中千代子君、新宮茂樹君、長原成人君、藤本真砂子君、以上の方を議長が指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、野中千代子君、新宮茂樹君、長原成人君、藤本真砂子君、以上の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

## 日程第6 同意第13号

○議長(吉野伸康君) 日程第6、同意第13号 公平委員会の委員の選任につき同

意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第13号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

令和2年12月15日で任期が満了となる川・博文さんの後任として黒神憲二さんを江田島市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

黒神さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し、識見を有する方でございます。御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関することとありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

## 日程第7 諮問第6号 ～ 日程第9 諮問第8号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第7、諮問第6号から日程第9、諮問第8号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました諮問第6号から諮問第8号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

岡田紀代子さん、藤信敦子さん及び長坂知春さんを、それぞれ人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

これらの方々は、人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、3件の諮問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本3案に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本3案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

初めに、諮問第6号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として岡田紀代子君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、岡田紀代子君を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第7号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として藤信敦子君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、藤信敦子君を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第8号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として長坂知春君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、長坂知春君を適任とすることに決定いたしました。

## 日程第10 議案第90号

○議長(吉野伸康君) 日程第10、議案第90号 江田島市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第90号 江田島市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第90号について説明いたします。

議案書13ページ、14ページが改正条文、15ページ、16ページが新旧対照表、17ページに参考資料として説明資料を添付しております。

17ページの参考資料により改正内容について説明いたします。

まず、1、改正の趣旨について、地方税法の一部改正に伴い、関係条例において所要の規定の整理をするものです。

2、改正する条例として、1つ目に、江田島市分担金等の督促及び延滞金徴収条例。

2つ目に、江田島市介護保険条例。3つ目に、江田島市後期高齢者医療に関する条例。

以上、3つの条例を改正します。

3、改正の内容です。法の一部改正により、税の延滞金の割合について特例を定めている特例基準割合が細分化され、適用対象に応じて定義されました。市の条例において用いている特例基準割合については、改正後の法では、延滞金特例基準割合と名称が変更され、延滞金特例基準割合の計算の前提となる割合が、新たに平均貸付割合と規定されました。これにより、延滞金の割合の特例として、特例基準割合を用いている関係条例について字句の整理を行います。

なお、このたびの条例改正による延滞金の割合の変更はありません。

その下、参考として、延滞金特例基準割合について説明します。

平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均利率の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合、令和3年は0.5%で、これに年1%の割合を加算した割合のことを延滞金特例基準割合といいます。これにより、令和3年の延滞金特例基準割合は1.5%となります。

続いて、4、施行期日等です。

(1) 施行期日は、令和3年1月1日とします。

(2) 経過措置として、改正後の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 1 議案第 9 1 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 1、議案第 9 1 号 江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 9 1 号 江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてでございます。

切串保育園及び三高保育園を認定こども園とするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 9 1 号につきまして御説明をいたします。

議案書 1 9 ページから 2 0 ページに改正条文を、2 1 ページから 2 3 ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、2 1 ページをお願いをいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては、下線部分でございます。

市では、子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、保育施設の整備や保育サービスの充実を図ってまいりました。この計画によりまして、3 歳以上の 1 号認定者が近所の保育園に入園できないことが課題となっており、基本施策におきまして、保育園の認定こども園化を重点取り組みとしております。そのため、本市の 2 つある保育園を廃止し、全てを認定こども園に移行することで、保育サービスの充実を図ろうとするものでございます。

新旧対照表の第 2 条でございます。

名称及び位置に切串保育園から移行する認定こども園きりくし、三高保育園から移行する認定こども園みたかを追加するものでございます。

第7条の保育料等では、第2項におきまして、本市の保育施設が認定こども園のみとなることから、各号を削り、整理するものでございます。

次に、このページの一番下の部分、この附則による改正でございまして、3つの条例改正を行うものでございます。

1つ目は、市長の附属機関の設置に関する条例の一部改正でございます。

次のページ、22ページをお願いいたします。

内容は、別表にございます附属機関のうち、保育園運営検討委員会を削るものでございます。

2つ目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

内容は、別表第2の事務におきまして、保育園がなくなることに伴います字句の修正でございます。

3つ目は、下段にございます江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例の一部改正でございます。

次のページ、23ページをお願いいたします。

内容は、第5条委員で、運営委員会の委員におきまして、保育園がなくなることに伴い、1号の保育園長及び3号の保育園保護者代表を削るものでございます。

戻っていただきまして、19ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

また、江田島市保育園条例は廃止をいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時54分)

(再開 11時10分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第12 議案第92号

○議長(吉野伸康君) 日程第12、議案第92号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第92号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

水道事業における事業計画を見直したため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(吉野伸康君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) それでは、議案第92号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

このたびの改正は、三高浄水場の前処理施設を設置したことに伴いまして、水道法の規定による事業計画の変更見直しをしたため、現行条例の一部を改正するものです。

議案書25ページに改正条文、26ページに新旧対照表、27ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、27ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨といたしましては、平成30年7月豪雨災害により被災した三高浄水場において、ダム水の汚れを除去する前処理施設の設置完了に伴いまして、水道法に基づく事業計画の変更が必要となりました。この変更にあわせまして、事業計画において給水人口及び給水量についても見直ししたため、これに伴う所要の規定の整備をするものです。

2、改正内容といたしましては、人口減少に伴う給水量の減少等を踏まえまして見直すもので、1つ目が、給水人口を4万1,630人から2万2,205人に変更します。2つ目が、1日最大給水量を1万7,500立方メートルから1万66立方メートルに

変更するものです。

3、条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 1点ほどお聞きしたいんですが、改正案では、最大給水量が1万66立方メートル、給水人口は2万2,205人、それを割ってみると、1人当たり最大使用量が450リッター、現行では420リッターになるわけですが、この数字の違いはどういうことか教えていただきたいんですが。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 既認可については420リッター、おっしゃるとおり1人当たりの最大給水量でした。近年の給水量を見ますと、1人当たりの給水量がふえておまして、1人当たり453リッターということが計画上必要となりましたので、それを改めて人口が減った分に合わせて給水量を減量しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません。ちょっと教えてください。

今回の改正理由っていうのが、「三高浄水場における前処理施設の設置に伴い」ということなんですけども、給水人口がこの4万1,630人から2万2,205人に変更するということなんですけども、これは例えば、もう既に3万人を切ってもう16年ぐらいになるんですけども、その間にその改正する必要はあったのかどうかいうところを教えてくださいたいと思います。このたびは、その三高浄水場における前処理施設の設置に伴って、水道法によって事業計画変更なんですけども、もう合併して既に3万人を割っている状況が続いてる中では、変更する必要はなかったのか。この点を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） この数字については、水道法の規定では変更は給水量がふえたときに必要という決まりになっております。今まで人口は当然減っていたんですけど、その中で水道法上の基準で届け出をする必要がなかったのも、事業完了から当然明らかに人数、給水量は減ってるんですけど、届け出をしておりませんでした。

しかし、このたび前処理施設ができましたことで、これは水道法上の届け出が必要な浄水方法の変更となりますので、このたびそれにあわせて変更して、変更をしなくてはならないのかもしれませんが、水道法の基準では届け出が必要がなかったもので、このたびあわせて変更させてもらったものです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第93号

○議長(吉野伸康君) 日程第13、議案第93号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第93号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 丸石消防長。

○消防長(丸石正男君) それでは、議案第93号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

内容につきましては、29ページから30ページに改正条文、31ページから34ページに参考資料として、江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表及び江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを添付しております。

34ページにより御説明いたします。

1、改正の趣旨でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするものでございます。

続きまして、2、改正の概要でございます。

(1) 対象火気省令の一部改正により、電気自動車等を充電するための急速充電設備の全出力の上限が50キロワットから200キロワットまで拡大されたことに伴い、対象火気省令に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されたため、当該改正を反映するものでございます。

なお、江田島市内には、該当する急速充電設備はございません。

続きまして、(2) 急速充電設備で全出力50キロワット以下のものを除き、消防への設置の届け出を要することとする規定を追加いたします。

続きまして、3、施行期日は、令和3年4月1日といたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） 急速充電設備のことについて、少し伺いたいと思います。

全出力の上限が50キロワットから200キロワットまで拡大されたということでございますけれども、通常、今現在も電気自動車走っております。今までは、届け出の必要がなかったのかなというふうに思いますし、今後この200キロワットまでに拡大されたことで、それだけ危険だから届け出の必要が出たのかなというふうに、今思っておりますけれども、この大きく拡大されたことによって、どのような違いが出てくるわけでしょうか。この点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 管内にはないんですけれども、今電気自動車がもうどんどんどんどんふえているということで、一般家庭用の電源で充電する場合には、これメーカーの資料なんですけれども、バッテリーによって違うんですけれども、8時間、約8時間。急速充電ですと、急速充電はフル充電はできません。80%の充電になります。これが30分で現在ではできるようになっております。それで、200キロワットに拡大されたということで、この30分が当然短くなる。具体的な時間まではまだ出てないんですけれども、半分ぐらいにはなるんでなかろうか、将来的には5分程度にしたいというようなことは書かれているものがあります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第94号

○議長(吉野伸康君) 日程第14、議案第94号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第94号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)でございます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億80万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億9,216万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第94号 一般会計補正予算（第6号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の24、25ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金及び次の16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、保険基盤安定負担金の減額補正でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、老人福祉費補助金で、地域医療介護総合確保事業補助金の増額補正を、児童福祉費補助金で、ひろしま自然保育推進事業補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額補正を計上しております。

9目災害復旧費県補助金は、農業施設の災害復旧に伴います農業施設災害復旧費補助金の増額補正でございます。

17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入は、旧切串中学校などの売却に伴います土地及び建物の売却収入の増額補正でございます。

26、27ページをお願いします。

18款1項寄附金、2目指定寄附金は、フェスティバル江田島に対します観光費寄附金の増額補正でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金は、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴います介護保険（保険事業勘定）特別会計からの繰入金の増額補正でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴います繰入金の減額補正でございます。

20款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

28、29ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項4目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料の増額補正でございます。

5目過年度収入は、令和元年度福祉医療費補助金の追加交付に伴います増額補正でございます。

22款1項市債、1目総務債は、大柿市民センター整備事業に伴います一般単独事業債（合併特例・市民センター整備事業）の増額補正でございます。

3目衛生債は、リレーセンター運搬用コンテナ更新に伴います過疎対策事業債（廃棄物車両整備事業）の増額補正でございます。

4目農林水産業債及び6目土木債は、下水道事業会計の補正に伴います過疎対策事業債（農業集落排水事業）及び（下水道整備事業）の減額補正でございます。

9目災害復旧事業債は、土木施設災害復旧事業債で、土木施設災害復旧事業債と緊急浚渫推進事業債との組み替え及び緊急自然災害防止対策事業債の増額補正を、農林水産施設災害復旧事業債で、農業施設災害復旧費の増額に伴います増額補正を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なもの、公共施設整備や売却に伴います関連経費、農業施設災害復旧費の増額、また、前年度精算に伴います国・県支出金の返還金の増額などの補正を計上いたしております。

30、31ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、育児休暇職員の職場復帰によりまして、職員給与費の特別会計への組み替えに伴います減額補正でございます。

2目文書広報費は、企業誘致に伴いまして、施設の売却及び貸し付けが決まったことによりまして、保管文書の移転が必要になったことに伴います文書移転等業務委託料の増額補正でございます。

3目財政管理費は、入札参加資格申請に伴います契約事務システム改修のための委託料の増額補正でございます。

5目財産管理費は、財産管理事業費で、市有財産の除草及びイノシシ侵入防止柵設置に伴います委託料の増額補正を、公共施設再編整備事業費で、飛渡瀬交流プラザ進入路整備に伴います家屋解体工事費などの増額補正を計上しております。

32、33ページをお願いします。

6目企画費は、新型コロナウイルス感染症対策によります航路維持支援の対象期間の延長に伴います航路維持支援金の増額補正でございます。

7目情報政策費は、市内ネットワークのセキュリティー設定の変更のための委託料の増額補正でございます。

12目安全対策費は、旧切串中学校売却に伴います防災行政無線移設工事費などの増額補正でございます。

13目市民センター費は、大柿市民センター解体工事におきまして、アスベスト除去工事の追加によります工事請負費の増額補正でございます。

2項徴税费、1目税務総務費は、今年度の見込みに伴います還付金の増額補正でございます。

このページ下段から、34、35ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費は、確定申告会場におきまして、ネットによる申告を行うための補助員としての会計年度任用職員人件費の増額補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正に伴います繰出金の減額補正でございます。

2目障害者福祉費は、法改正に伴います障害者自立支援システム改修委託料の増額補正でございます。

3目老人福祉費は、介護保険事業費で、前年度低所得者保険料軽減負担金等の精算に伴います返還金を、介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴います繰出金を、地域医療介護総合確保事業費で、介護施設におきます換気設備などの設置に対します補助金の増額補正を計上いたしております。

8目福祉医療費は、前年度精算に伴います県補助金の返還金の増額補正でございます。

36、37ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費及び2目児童措置費は、前年度精算に伴います国庫・県支出金の返還金の増額補正でございます。

3目保育施設費は、新型コロナウイルス対策に伴います加湿器の購入、光熱水費及び施設の修繕及び切申保育園移転用地の土壌汚染調査委託料などの増額補正を計上しております。

4目児童福祉施設費は、児童館管理運営事業費で通信運搬費の増額補正を、母子・父子家庭等対策総合支援事業費で前年度補助金の精算に伴います国庫補助金の返還金の増額補正を計上いたしております。

38、39ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費は、インフルエンザ予防接種者の増に伴います委託料及び前年度補助金の精算に伴います返還金の増額補正を計上いたしております。

3目母子保健費は、前年度交付金の精算に伴います国・県支出金の返還金の増額補正でございます。

2項清掃費、4目リレーセンター費は、市債の充実に伴います財源更正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は、農業用施設維持管理事業費で、法定外公共物改修工事補助金の増額補正でございます。

40、41ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費は、水産業振興対策事業費で小用漁船保全施設レール修繕などの水産振興施設修繕補助金の増額補正を、水産業施設維持管理事業費で、鹿川漁船係留施設チェーン補修工事の工事請負費の増額補正を計上しております。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、商工業振興事業費で前年度精算に伴います補助金の返還金の増額補正を、企業立地促進事業費で企業立地奨励金の確定に伴います補助金の増額補正を計上しております。

3目観光費は、寄附金の充実に伴います財源更正でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費は、市道美能21号線のり面改修工事の工事請負費の増額補正でございます。

42、43ページをお願いいたします。

9款1項消防費、1目常備消防費は、PCB処分委託料執行残額の減額補正でございます。

2目非常備消防費は、公共施設売却に伴います屯所移転のための委託料の増額補正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は、放課後児童健全育成事業費で前年度交付金の精算に伴います国・県支出金の返還金の増額補正でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は、本年7月の豪雨災害に伴います農道沖美101号線の復旧に伴います工事請負費の増額補正でございます。

44、45ページをお願いします。

2項1目土木施設災害復旧費は、市債の組み替えに伴います財源更正でございます。

組み替え額が同額のため、補正額の財源内訳の地方債の欄はゼロの表記としております。

1 3 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金費は、前年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。

2 項1 目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴います繰出金の減額補正でございます。

予算書5 ページにお戻りください。

第2 表 継続費補正でございます。

変更といたしまして、アスベスト除去工事の追加によります、大柿市民センター解体事業費の総額、年割額の変更の1 件をお願いしております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

第3 表 繰越明許費でございます。

防災事業の備蓄倉庫設置など3 件をお願いしております。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

第4 表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、財務会計システム利用料（税制改正分）など1 0 件を、変更といたしまして、機械設備点検業務委託（大原ポンプ場）など3 件をお願いしております。

続きまして、8 ページをお願いします。

第5 表 地方債補正でございます。

追加といたしまして、緊急浚渫推進事業債など2 件を、変更といたしまして、災害復旧事業債の農林水産施設災害復旧事業（現年分）など6 件をお願いしております。

なお、事項別明細書の4 6 から4 8 ページに給与費明細書、5 0、5 1 ページに継続費の進行状況等に関する調書、5 2 ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書を、5 3 ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1 億8 0 万9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 9 2 億9, 2 1 6 万1, 0 0 0 円といたします。一般会計補正予算（第6 号）の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

○7 番（酒永光志君） それでは、2 点ほどお聞きをいたします。

3 1 ページ、文書法規管理事業費として4 0 6 万3, 0 0 0 円組まれておりますが、これは、次にこの文書をどちらのほうに持って行かれるのでしょうか。どの施設に保管されるのでしょうかをお聞きをいたします。

もう1 点、3 5 ページの老人福祉費でございますが、地域医療介護総合確保事業費といたしまして8 8 4 万4, 0 0 0 円計上をされております。内容は、簡易陰圧装置等設置経費支援事業費補助金となっておりますが、これについて説明をお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 3 1 ページの文書法規管理事業の委託料についての御質

問でございます。

こちらは、旧秋月小学校及び能美市民センター別館にあります文書を、それぞれ企業に売却及び賃貸するために整理をしたものでございまして、この文書につきましては、旧中町公民館のほうに文書庫を整理しまして、そちらのほうに保管する予定で準備をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 35ページの簡易陰圧装置等設置経費支援事業補助金でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の1つでございます。介護施設等におきまして、簡易陰圧装置というのを設置した場合に必要な費用を補助するものでございます。

この簡易陰圧装置というのは、介護施設などで感染が疑われる方が発生した場合、このような場合に感染拡大のリスクを低減するために、ウイルスが外に漏れないように部屋の中の気圧を低くするというものがあります。低くすることが、これが有効であると言われておりますので、この居室に気圧を低くするための陰圧装置というのを設置いたします。あわせてダクト工事をするのですけれども、そういった気圧を低くするための陰圧装置を設置した場合に補助をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） まず、文書移転、旧中町公民館へ移されるということでございますが、公文書館の、今までは秋月小学校を公文書館で代替でやっておりました。今後、この旧中町公民館について、極端に言えば永続的に公文書館にするのかどうかということをお聞きをいたします。

それと、先ほど福祉保健部長から簡易陰圧装置の説明がございました。なかなか説明では理解できにくいというところがございますので、もし紙ベースで資料提供をしてもらえるなら、検討をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 現在、江田島市におきます公文書におきましては、旧大柿町時代に設置をされております大柿の公文書館、これが1館ございます。ここだけでは、現在、随分もう手狭な状態になってございまして、文書が各所に分散して保管させていただいてる状態になっておりますので、今後は大柿公文書館とこの旧中町公民館を公文書館として活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） なかなか内容が伝わりにくいということでございます。概要をまとめまして資料を提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 3点ほどお聞きします。

まず、25ページの土地売却収入、説明では切串中学校ほか、いうことでありましたが、先般の全協のときには金額的に1億近いぐらいの金額で、解体は別途差し引くということであったんですが、これを具体的に教えていただきたいんですが。

それから、歳出の31ページの、公共施設再編整備事業費1,177万3,000円。これは飛渡瀬交流プラザだというふうな説明があったんですが、この工事をどの位置へ、どのように考えられておるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

それから3点目に、43ページの中ほどの消防屯所等維持管理事業費。これは秋月消防屯所ではないんかと思うんですが、それで設計委託料、これと地質調査を繰越のほうにも計上しておるんですが、これはどの位置へどのぐらいの規模を考えられておるのか。

この以上3点についてお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） お尋ねの24ページ、25ページに係る不動産売却収入のこの内容なんですが、当初予算で歳入として6,571万8,000円計上しております。今回、補正させていただきますのは、説明にありましており、旧切串中学校の売却、これが8,164万円。それから、その他に旧大矢市営住宅の跡地の売却。それから現在のコミュニティーセンターの前の西の谷住宅団地の2筆、これを売却しましたので、それらを計上して全体で1億1,203万1,000円となります。差し引き4,631万3,000円を補正として上げさせていただきました。

続いて、31ページの公共施設再編整備事業費。説明の中でありました飛渡瀬交流プラザの進入路に係る市道改良。このルートについては、旧市道ですかね、旧の市道から交流プラザを計画しています旧飛渡瀬小学校の間、非常に狭い道路となっております。この間の用地買収した建物3棟の解体費。それから、そのほかに未利用財産の売却として、秋月小学校の売却準備費として石碑類を移転する費用。それから水道管を、体育館をそのまま売らずに残しますので、小学校と体育館で水道管を分岐する工事の費用。それから切串中学校を売却しましたので、小学校と切串中学校を分岐するための水道分岐工事費用。これらを合わせて1,112万円ほど補正予算を計上させていただきました。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、43ページ消防の消防屯所等維持管理事業費についてでございます。

秋月屯所の移転ということで、場所は江能准看護学校がありますけれども、そこの建屋の前に空地があります。そこの部分を予定しています。

それと、規模です。現在考えていますのは、平家建てで延べ面積、車庫部分といわゆる詰所部分になるんですが、合わせて約66平米を予定しています。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 今の消防屯所から再質問しますが、江能准看の前でしたらですね、地質調査はせんでも小学校、秋月小学校、あるいは給食センターのときの土質調査があると思うんですよ。それを参考にされれば、この調査は必要ないんじゃないか

と思うんですよ。

それから、25ページの土地の売却収入です。切串の旧切中だけを教えていただいたらと思うんですが。

それから、31ページの飛渡瀬交流プラザ。これの進入路に係る用地買収いうことでしたが、旧市道を通っていうことでええんですか。バイパスか何かで、こういう話もあったりしたんですが、今の、ある道を広げるかという考え方でええんですか。そこからをちょっと確認したいんです。よろしくお願いします。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 地質調査の関係なんですけれども、私のほうも必要ないんじゃないかということで、一応委託料計算してくれました都市整備課のほうに確認したところ、やはりどうしても必要だという回答であったため、今回補正予算を組ませてもらったものです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） すみません。都市整備課を所管している土木建築部のほうからもお答えさせていただきます。

土質調査ですね、通常ですね、建物をやはり建築するなら土質調査、要ります。

今お尋ねの、近隣のところにあるということなんですけれども、それらも含めてもう一度よく考えて決定いたします。今は計上させてもらっておりますけれども、最終的にはそれらも含めてよく検討して実施したいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず、25ページの土地売却収入に係る切串中学校の売却代金が幾らなのかという御質問です。

切串中学校に係る売却代金は9,092万3,000円となっております。

それから、31ページの公共施設再編整備事業費に係る飛渡瀬交流プラザ進入路の考え方なんですけど、議員お見込みのとおり、旧市道から小学校に上がる道をバイパスではなく、現道を拡幅する計画としております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 消防屯所の分は、ぜひ、土質調査、近くにありますが、それを参考にすりゃあ確認申請もとれるかと思っておりますので、お願いします。

それから、飛渡瀬交流プラザ、あの道を通って交流プラザをするということですが、今度はほかの問題、課題も当然出てくるだろうと思うんです。例えば、下水なんかも合併処理をせんにゃあいかんですから、そういったもんからもありますので、全体的によう考えられて行動していただきたいということで、これはお願いです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに、質疑ありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） 2点ほど、お伺いたします。

35ページの、先ほど酒永議員のほうからも質問がありましたけれども、簡易陰圧装置等設置経費支援事業補助金。これ県の補助、10分の10の補助がついた事業だと思うんですけども、具体的にどこが補助金申請をされて整備をされるのか、それをまず1点伺います。

それと、今度は41ページの商工費のところ、企業立地奨励金補助金とありますけれども、対象はどこか、これを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） この事業は、国の施策であり、それを受けた県の補助事業でございます。そのため、事前に県からその要望の調査がございまして、市内各事業所から希望台数をお聞きしております。その結果、本市では2事業者の3台ということの要望がございましたので、その台数分の補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 41ページの企業立地促進事業費の増額分につきましては、古澤鋼材さんが新しい工場を建てられましたので、そちらに充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 質問3点ほどあるんですけども。

まず、事項別明細書の29ページなんですけども、こちらのほうの土木施設災害復旧事業債、これと組み替えが緊急浚渫推進事業債、そしてもう1つ緊急自然災害防止対策事業債なんですけども、こちらの市債の、地方債のいわゆる事業の、事業費のいわゆる充当率と、あとは交付税措置率がどれぐらいあるのか、それを教えてください。

それと、33ページの航路維持対策事業費ということで、支援期間を延長するというところでございます。恐らく令和2年12月から令和3年3月までの4カ月かと思うんですけども、これは広島航路月50万円、呉航路が月30万円という理解でよろしいかどうかいうことを教えてください。

それと、あと43ページのPCB処分委託料ということで、このたびは執行残ということで、減額補正ということでございますけども、PCBの処分というのは、江田島市としてはまだ、これからまだ処分しなければいけないものがまだ保管されているのかどうか。そうであれば、いつまでに処分、もしくはもう処分完了したのか。委託だと思っておりますけども、これがいつ完了したのか、もしくは完了するのか、この点を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず、29ページの緊急自然災害防止対策事業債、

その後の緊急浚渫推進事業債ですけれども、これはいわゆる国の国土強靱化の政策の中でできた起債でございます、いずれも70%の交付税措置がございます。なので、大変有利な制度なので、こちらのほうに組み替えて計上させてもらいました。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 33ページ、航路維持対策事業費でございます。

議員御指摘のとおり、令和2年12月から令和3年3月までの4カ月間、広島航路については50万円、呉航路については30万円、それぞれ3航路ずつ振り分けております。

現在、執行残が60万円ありますので、差し引き900万円の補正予算としております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 43ページのPCB処分委託料についてでございます。

今回、消防のほうでやったのは、旧消防庁舎と消防屯所、これは沖屯所と三高屯所、この3施設が該当しました。それで、処理は令和3年3月31日までに処理しなければならないということで、消防関係分については、もう既に終了しています。消防団屯所も含めてです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 先ほど土木建築部長からの御回答の分で、充当率のものがなかったんで教えてください。

それと、あと、先ほどPCBの処分ということで、消防関係は、私も県のホームページ見ると、確かに令和3年3月31日までで廃棄するというところがございますので、それまでに完了できるということで、わかりました。

そのほかに市全体では、もう既に、それ以外のものでPCBというものはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） すみません。充当率は100%になります。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） すみません。消防関係以外は把握はしてないんですけども、消防がやったのが蛍光灯、普通の蛍光灯ですね、細長い。それとか水銀灯が対象になるということでですね、つくった、製造年月日で判断するということになっています。昭和32年1月から昭和47年8月までに製造されたものということです。ちょっと消防以外の全体について、ちょっと私のほうでは把握はしていません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） よろしいですか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） それ以外にもちょっと教えてもらいたいんですけど、言っ

てみれば、県から、そのホームページを私も見たんですけども、令和3年3月31日までに全て廃棄処分することと法律で定めているということになってます。今、消防長からは消防の管轄は全てそれで処理できるということで。じゃあそれ以外の公共施設についてどうなのかなというのを、ちょっとお聞きしたいなど。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） その法のことについては私も承知しておりまして、何年か前に一度、一斉調査したような記憶があるんですけども、その後どうであったかというのは、今資料もなくてですね、記憶もないんですけども、少なくとも、例えば施設を廃止して、廃止しないとその調査できないもの、トランスの中に絶縁オイルで入っているものがあるんですけども、これは施設を停止して油を抜き取って調査しないとわからないというのもあったりして、あったものもかつてあったんですけども、そうした、少なくとも把握できたものについては、全て適法に処分をしておるところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。13時20分まで休憩します。

（休憩 12時07分）

（再開 13時20分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 失礼いたします。

午前中、一般会計の補正に関する事案で、企業立地奨励金の対象企業について御質問いただきました。私から古澤鋼材というふうにお答えしたんですけれども、正しくは、株式会社フルサワでございました。おわびして訂正いたします。失礼いたしました。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 日程に先立ち、先ほど休憩中に市長から議案第100号 令和2年度江田島市一般会計補正予算（第7号）が提出されましたので、この際、議案第100号を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第100号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

### 追加日程第1 議案第100号

○議長（吉野伸康君） 追加日程第1、議案第100号 令和2年度江田島市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第100号 令和2年度江田島市一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億759万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長及び福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第100号 一般会計補正予算（第7号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

事項別明細書の8、9ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に伴います給付金及び事務費に対します補助金の増額補正でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴います繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算は、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に伴います給付金及び関連事務費の増額補正を計上いたしております。

10、11ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に伴います給付金及び事務費の増額補正でございます。

なお、事項別明細書の12から14ページにかけまして、給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億759万7,000円といたします、一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） このたびの補正予算の具体的な事業内容につきましては、別紙資料によりまして御説明をいたします。

本日、お配りをさせていただきましたA4用紙1枚ものの一般会計補正予算（第7号）参考資料をお願いをいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）等についてでございます。

1、趣旨でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響でひとり親家庭の皆様が依然として厳しい状況であることを踏まえまして、国の方針に基づき、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）を支給するものでございます。

また、国費の支給対象外となる新規の児童扶養手当受給者の方などにつきましては、市の独自施策といたしまして、ひとり親世帯臨時特別支援金を給付するものでございます。

2、支給内容でございます。

（1）国のひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、8月に支給をいたしました第1回目の給付事業の継続事業としての再支給であるということから、対象者を既にひとり親世帯臨時特別給付金を受給している方などとしておりまして、主には令和2年6月分の児童扶養手当受給者等に該当する方ということとなります。

支給金額は、1世帯5万円、第2子以降3万円、対象予定者数は180世帯で、第2子以降分を113人としております。

次に、（2）ひとり親世帯臨時特別支援金で、国の給付から対象外となる世帯に対しまして、市が支援するものでございます。

対象者は、令和2年6月以降に離婚した方など、令和2年7月以降の新規児童扶養手当受給者の方などで、市内に居住をし、国の給付金の対象とならない方を支援するものでございます。

金額は、1世帯5万円、第2子以降3万円で、国の制度と同様でございます。対象予定者数は10世帯で、第2子以降10人と想定しております。

次に、3、予算額でございます。

合計で1,543万6,000円とし、(1)のひとり親世帯臨時特別給付金では、第1回目の予算の増額分を含めまして1,463万6,000円。財源は、母子家庭対策総合支援事業費補助金、10分の10でございます。これプラス事務費の補助金でございます。

(2)のひとり親世帯臨時特別支援金は80万円でございます。

次に、4、日程等でございます。

まず、12月4日金曜日に菅総理大臣が記者会見をし、ひとり親世帯に対しまして給付金の再支給を年内に行うと発表いたしました。その後、12月の11日金曜日には、国の予備費に関する閣議決定があり、また、国から支給するための通知がございました。

それを受けまして、年内支給を実施するには予算が必要でございますので、12月15日、本日でございます、市議会定例会で急遽追加の補正予算を上程させていただいたところでございます。

本日、議決をいただければ、あす12月16日には市の要綱を改正をし、対象者の方へ支給通知を送付いたします。この給付金は、再度、2回目の支給であることから、対象者の方からの市への届け出をすることなく、自動的に口座へ振り込むものでございます。

また、この給付金の受け取りを希望しないということもできますので、その場合には、希望しない旨の届け出を12月23日までに提出していただくこととなります。

そして、12月の24日には、口座への振り込みの方法で支給することを予定しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 15 議案第 95 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 15、議案第 95 号 令和 2 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 95 号 令和 2 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

令和 2 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 854 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 4,221 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第 95 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 58 ページ、59 ページをお願いをいたします。

このたびの補正予算の主なものは、国民健康保険税の還付金と前年度精算に伴う県交付金の返還金によるものでございます。

初めに歳入でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金は、国保税還付に伴う普通交付税の増額補正でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、今年度の交付金決定に伴います保険基盤安定繰入金の減額補正でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

60 ページ、61 ページをお願いをいたします。

3 款 1 項 1 目国民健康保険事業費納付金は、財源更正でございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金は、さかのぼって国民健康保険を脱退したことに伴います国保税の還付金等の増額補正を、3 目償還金は、令和元年度事業の精算に伴います特定健康診査保健指導負担金等返還金の増

額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第96号

○議長（吉野伸康君） 日程第16、議案第96号 令和2年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第96号 令和2年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億376万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第96号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の66ページ、67ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、税制改正対応に伴うシステム改修を行うためのものがございます。

初めに歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、補助金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、一般管理事業費で、税制改正に伴います後期高齢者医療関係システム改修業務委託料の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 97 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 17、議案第 97 号 令和 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 97 号 令和 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

令和 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,696 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 4,497 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第 97 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 74 ページ、75 ページをお願いをいたします。

このたびの補正予算は、保険料の還付金や令和元年度事業の精算に伴う国への返還金などによるものでございます。

初めに歳入でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金のうち、先に 5 目介護保険事業費補助金は、補助金の増額補正でございます。

次に、地域支援事業交付金につきまして、2 目及び 3 目、その下、4 款支払基金交付金、その下、5 款県支出金、そしてその下、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金のうち、2 目及び次のページの 3 目におきまして、それぞれ地域支援交付金の増額補正を行っております。

76 ページ、77 ページをお願いします。

この一般会計繰入金のうち、5 目その他一般会計繰入金は、事務費繰入金の増額補正を、8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

78 ページ、79 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、税制改正に伴います介護保険システム改修業務委託料の増額補正でございます。

4 款 1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金は、積立金の増額補正を、5 款地域支援事業費、1 項地域支援事業管理費、1 目一般管理費は、年度途中での人事異動

に伴います職員給与費等の増額補正を行っております。

次に、８０ページ、８１ページをお願いいたします。

４款包括的支援事業・任意事業費、１目包括支援事業費は、主任介護支援専門員報酬の増額補正を、７款諸支出金、１項繰出金、１目一般会計繰出金は、令和元年度事業の精算に伴います繰出金の増額補正を、２項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金は、還付金の増額補正でございます。

３目償還金は、令和元年度事業の精算に伴います介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金の増額補正でございます。

なお、８２ページから８４ページには、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第１８ 議案第９８号

○議長（吉野伸康君） 日程第１８、議案第９８号 令和２年度江田島市水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第９８号 令和２年度江田島市

水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、議案第98号 令和2年度江田島市水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

このたびの補正は、水道改良費において工法変更により工事費を抑えることが可能となったため減額を行うものです。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条 令和2年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第2条本文の下段をごらんください。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を4,500万円減額補正を行い、資本的支出の補正後合計額を3億2,107万3,000円とするものです。

補正の内容につきましては、5ページの費目別内訳書をごらんください。

1、資本的支出の第1項建設改良費、第2目水道改良費の工事費として、三高ダムの濁水や災害等に伴う緊急時の断水対策工事として、古戸調整池から三高浄水場の配水池まで約1,200メートルの送水管を敷設し、ポンプにより送水する工事を予定していました。しかし、新技術等を利用した工法検討を重ね、新たな送水管を敷設することなく、既存の配管を利用して直接送水できる工法を採用することにより、大幅にコストダウンすることができましたので、工事費を4,500万円減額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第2条本文をごらんください。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,356万3,000円を1億8,856万3,000円に減額し、補填財源である当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,995万円を1,585万9,000円に減額及び、建設改良積立金6,995万7,000円を2,904万8,000円に改め補正するものです。

その他実施計画は3ページに、キャッシュ・フロー計算書は4ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） 1点ほど教えてください。

以前は、送水管を上部まで引っ張っていて、そのいわゆる工事がしなくてもよくなったと。その代わりに対して、既存の送水管を利用して送水する方法なんですけれども、それは何によって送水するのか。そういうところのちょっと説明が抜けとったんじゃないかと思しますので、そこらあたりの説明と、それと、これほど、4,500万円の減

額ということになりますと、当初の段階でそこらあたりは見つけることはできなかったのかなという思いがありますので、この2点をお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） まず方法については、当初の計画では、おっしゃるとおり1, 200メートルの管渠を敷設し、三高の配水池まで送って、災害時と同じような方法でできるように設備する予定でありました。

しかしながら、最近、江田島市では実績がないんですが、そういう新しい、新技術のインバーター式加圧制御ポンプっていうのがありまして、それによって配管の途中にバルブを打って、それで浄水場から今来ている配管を止めて、断水になったときには県用水をそこまで、古戸調整池まで来ますので、それを古戸調整池に入れ込んで、そこにインバーター式のポンプを設置して、従来自然圧で送っていたものをポンプにより圧力を常時保ちながら送れるような方式に変えました。

もともとできなかったのかということなんですけど、当初、言い訳になるんですけど、予算時期にそういう工法が浮かばなかったということで、よくよくポンプメーカーとかコンサルタントから情報を聞いて、こういうことであればできるということがわかりましたので、その方法にさせていただきました。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） そういう工法で、一定の圧でもって給水というか供給ができるのであれば、それにこしたことはないと思うんですね。

そのポンプは1基どのぐらいするんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） 加圧ポンプ2台と切りかえバルブ、その工事費も含めまして1, 500万円を予定しております。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 19 議案第 99号

○議長（吉野伸康君） 日程第 19、議案第 99号 令和 2 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 99号 令和 2 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、議案第 99号 令和 2 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

このたびの補正は、主に執行残に伴う設計業務委託料や工事請負費などの減額補正をするものです。

補正予算書 1 ページをごらんください。

第 1 条 令和 2 年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第 2 条の本文下段をごらんください。

まず収入について、第 1 款資本的収入の第 2 項出資金を 7 5 1 万円減額、第 3 項国庫補助金を 1 0 万円減額、第 4 項県補助金を 7 9 万 5, 0 0 0 円減額、第 5 項負担金を 1, 5 0 0 万円減額補正を行いまして、第 1 款資本的収入の補正後合計額を 3 億 8, 4 8 1 万 4, 0 0 0 円とするものです。

支出については、第 1 款資本的支出の第 1 項建設改良費を 1, 1 5 9 万 5, 0 0 0 円減額補正を行い、資本的支出の補正後合計額を 7 億 6, 4 4 2 万 4, 0 0 0 円とするものです。

補正の内容につきましては、6 ページの費目別内訳書をごらんください。

(1) 資本的収入及び支出の部の、まず下表の支出についてでございます。

資本的支出の第 1 項建設改良費、第 1 目管渠整備費について、中田処理区管渠更新設計委託料や深江中継ポンプ場ナンバー 2 主ポンプなどの更新工事費の執行残を合わせて 7 5 9 万 5, 0 0 0 円減額。

第 2 目処理場整備費について、中央浄化センターの最終沈殿設備におけるスクリーンユニットの機器取りかえを予定していましたが、部品交換による修繕対応が可能であっ

たことから、工事請負費を400万円減額しまして、合わせて建設改良費を1,159万5,000円減額補正するものです。

次に、上表の収入については、建設改良費の減額分に伴い、資本的収入の第2項出資金、第1目第1節建設改良出資金を751万円減額。第3項国庫補助金、第1目第2節農山漁村地域整備交付金を10万円減額。第4項県補助金、第1目第1節県補助金を79万5,000円減額。第5項負担金、第1目第1節一般会計負担金を1,500万円減額しまして、合わせて資本的収入額を2,340万5,000円減額補正するものです。

1ページに戻っていただきまして、第2条本文をごらんください。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,780万円を3億7,961万円に改め、補填財源である当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,343万4,000円を3,237万9,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金3億2,488万3,000円を3億3,774万8,000円に改め補正するものです。

次に、第3条について、このページから裏面の2ページをごらんください。

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を行うことができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加するものです。

これは、中央及び切串浄化センター等の維持管理業務や汚泥脱水業務、薬品購入費などについて、年間を通して切れ目なく契約を行うため、年度末に翌年度の契約を締結することを目的としたものです。

その他実施計画は3ページに、キャッシュ・フロー計算書は4ページに、債務負担行為に関する調書は5ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 散 会

○議長(吉野伸康君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あす12月16日から12月22日までの7日間は休会とし、2日目は、12月23日に開会いたしますので、午前10時に御参集願います。

本日は、御苦勞さまでした。

(散会 14時04分)